

議案第 6 5 号 大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定に
ついてのうち健康保険部の所管する部分

それでは、議案第 6 5 号 大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてのうち健康保険部の所管する部分について御説明申し上げます。

2 ページをお願いいたします。

今回の条例の一部改正は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく事務のうち、国が行う場合に手数料を徴収できることとされているものについて、本市においても手数料を新設するものでございます。

その内容といたしましては、同法第 1 5 条第 2 項に基づく輸出証明書（衛生証明書に限る）の発行事務に関し、1 件につき 8 7 0 円、第 1 7 条第 2 項に基づく適合施設の認定事務に関し、当該認定に際し現地調査を要するものにあつては 1 件につき 2 0 , 9 0 0 円、それ以外のものにあつては 1 件につき 1 0 , 4 0 0 円とするもので、手数料の額については、国と同額としております。

この法律は令和 2 年 4 月 1 日から施行されておりますが、国にお

いては、手数料の徴収に関する経過措置として、施行から５年間、輸出証明書の発行事務に係る手数料を免除していたところ、昨年１２月に農林水産省のホームページにおいて、当該経過措置を延長せず令和７年４月から徴収することを公表されましたので、本市においても施行日を令和７年４月１日として手数料を新設するものです。

なお、この法律が施行されてから現在まで、このことに係る相談等はありませんので、収入見込に係る試算は行っておりません。

３ページをお願いいたします。

新旧対照表となりますのでご参照ください。

以上で、議案第６５号 大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてのうち健康保険部の所管する部分の説明とさせていただきます。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。